

議第57号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

提出者	檀原市議会議員	谷井 幸
賛成者	檀原市議会議員	西岡 次郎
〃	〃	森下みや子
〃	〃	竹田のぶや
〃	〃	吉川ひろお
〃	〃	高橋 圭一
〃	〃	福田 倫也

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の155</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

第2条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の155</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の160</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員の期末手当の減額措置を講ずるための改正を行うもの